



ラオスにおける新型コロナウイルス対策について

2020年3月5日

One Asia Lawyers ラオス事務所

藪本 雄登

内野 里美

1. ラオスの状況

昨年12月、武漢において新型コロナウイルス感染者が報告されて以降、中国と国境を接するラオスにおいて、これまで46名が新型コロナウイルス感染の疑いで検査を受けましたが、ラオス保健省によると、3月5日の時点では、陽性反応が出た人はおらず、国内の感染はゼロと報告されています。

世界保健機関（WHO）の事務局長は、「各国が封じ込めなどの施策を迅速かつ効果的に行えば、ウイルスを撲滅できる」「国ごとに独自のアプローチが必要だが、まずは封じ込めから始めなくてはならない」と話していますが、ラオス国内においては、不特定多数の人が集まるようなイベントは政府より中止の通知が出されており、3月22日から4月1日までシェンクワン県で開催される予定だったラオスの国体も延期となりました。



このような状況の中、ラオス政府は、3月2日付で、各対象者（①旅行者、②企業等の事業者、③大臣・政府機関のトップ、④国際機関代表者・各国の大使、公使 ⑤都知事、県知事、地方自治体）に宛て、それぞれ通知を出しました。その通知の内容は、一般的な感染予防対策のほかに、各対象者が特に気を付けるべきことが記載されています。

2. 通知の内容

①旅行者

- ・感染者が出ている国へのツアーを延期すること、感染者が出ている国からのツアー客の受け入れを延期すること。

②企業等の事業者

- ・感染者が出ている国からの渡航者に対しては、熱などの症状がなくても、ラオスに到着して14日間は、自宅やホテル等で自己健康観察期間（毎日検温する）として、外出は自粛すること（通勤は許容範囲、人込みは避けること、外出時はマスク着用など）。
- ・新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断された人は、指定病院へ誘導、ウイルス検査を受けること。

※なお、ヴィエンチャンにおいては、103病院および150床病院（ミッタパーブ病院）で検査が可能となっています。感染症の疑似症と診断された患者に対しては、無料で検査を受けることができますが、感染者が出ている国からラオスへ入国したすべての人に対して、無料でウイルス検査を実施しているわけではありませんので、ご注意ください。

③大臣、政府機関のトップ

- ・感染者が出ている国への公務員の不急の出張は控えること。

④国際機関代表者・各国の大使、公使

- ・②と同じ内容

⑤都知事、県知事、地方自治体

- ・不特定多数の人が集まる伝統行事、見本市、スポーツ大会、その他イベント開催の中止、延期、参加者数の限定等の要請



3. ラオスへの入国

冒頭でも述べましたが、現時点においては、ラオス国内では、感染者は出ていないため、ラオス政府は感染者を国内から出さないようにするために、先手を打つための対応に必死になっています。

現在、7 か国からラオスへ直行便が飛んでいますが、ラオスへ出発する前に、パイロットも含めた全乗組み員及び乗客に対して検温することを指示しており、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症が疑われる症状の人は、搭乗することはできず、その国で治療をするように外国の航空会社に対して通知を出しています。

ラオスの医療水準を考えると、重症化した患者が多く出てしまった場合、ラオス国内ではこのような患者を十分に治療することができる医療機関が少ないことを危惧して、早めに水際の対策を講じていると思われます。

以 上

「One Asia Lawyers」は、日本及び ASEAN 各国+南アジアの法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN+南アジア法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国+南アジアの法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国+南アジアにオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国+南アジアの法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野里美)